

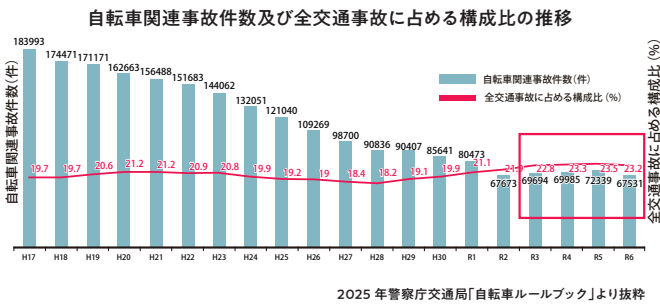


自転車への 交通反則通告制度 「青切符」について 知っておきたいこと

自転車への「青切符」はなぜ導入される?

交通事故件数の総数が減少傾向にある中、自転車関連事故は年間7万件前後と横ばいで推移しており、全交通事故に占める自転車関連事故の構成比は増加傾向にあります。こうした中、警察では自転車の交通違反の指導取締りを強化し、自転車の交通違反の検挙件数は近年増加しています。

青切符の導入は、違反検挙を簡易迅速に処理し、違反者と警察の時間的・手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及を可能とし、自転車関連事故の抑止に上げる狙いがあります。

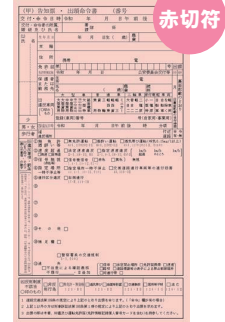
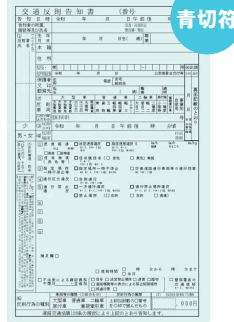


自転車の安全利用促進委員会 <https://jitensha-anzen.com/>



「青切符」って何?

いわゆる「青切符」制度は交通反則通告制度のことで、自動車の交通違反の際に広く行われている違反処理の方法です。今まで自転車には導入されていませんでした。これまでは自転車の交通違反が検挙されると、いわゆる「赤切符」等を用いた刑事手続による処理が行われていましたが、刑事手続による処理は、青切符の違反処理と比べ、時間的・手続的な負担が大きいことや、実態として違反者に対する責任追及が不十分であることが指摘されていました。そこで、**自転車も車両の仲間として、交通ルールの遵守を図るため、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して、青切符を導入することとなりました。**2026年4月1日以降、違反の実情に即して指導警告や、青切符、赤切符等による処理が行われることになります。



※様式は通達で定められておりますが、細部は都道府県警察によって異なります。

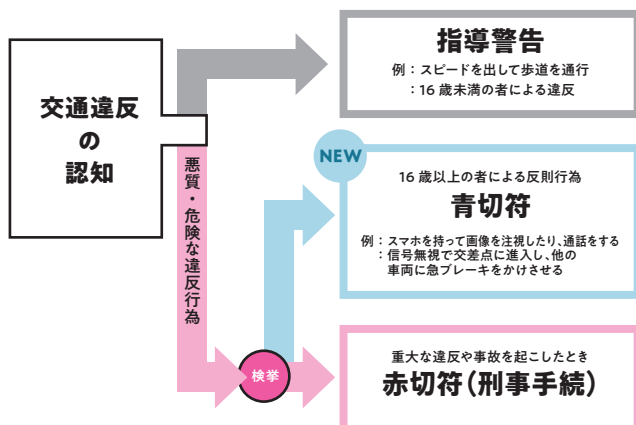
2025年警察庁交通局「自転車ルールブック」より抜粋



青切符導入後の 取締りの基本的な考え方

青切符・赤切符の取締りは、自転車の運転者による反則行為のうち、**交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、悪質・危険な行為が対象**となります。一方で、単に歩道を通行しているといった違反については、これまでと同様に、通常「指導警告」が行われます。青切符の導入後も、基本的に取締りの対象となることはありません。

<2026年4月以降の自転車の指導取締りの基本的な考え方>



自転車を守るべき基本ルール ～自転車安全利用五則～

自転車利用者が守るべき最も基本的な自転車の交通ルールとして、警察庁が「自転車安全利用五則」をまとめています。重大な事故を防ぐためにも、自転車安全利用五則を守ることが大切です。

- 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先**
自動車と同じ左側通行で、道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**
自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。
- 夜間はライトを点灯**
安全のため、夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。
- 飲酒運転は禁止**
自動車の場合と同じく酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。
- ヘルメットを着用**
自転車を運転する場合は、事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



自転車の交通違反と反則金は？

青切符の対象となる主な交通違反と反則金は以下となります。

携帯電話使用等(保持)**

反則金
12,000円



遮断踏切立入り

反則金
7,000円



信号無視(赤色等)

反則金
6,000円



通行区分違反(逆走)

反則金
6,000円



指定場所一時不停止等

反則金
5,000円



自転車制動装置不良
(ブレーキ不良等)

反則金
5,000円



**取付器具使用時も含む。交通の危険を生じさせるときは刑事手続の対象。



自転車の交通違反と反則金は？

公安委員会遵守事項違反
(傘差し、イヤホン運転等)

反則金
5,000円



夜間の無灯火走行

反則金
5,000円



並進禁止違反

反則金
3,000円



軽車両乗車積載制限違反
(二人乗り等)

反則金
3,000円



青切符の対象となるその他の交通違反と反則金については警察庁の自転車ルールブックなどを参照ください。

以下の例では赤切符となり刑事手続によって処理される重大な違反となります。

酒酔い運転/酒気帯び運転



アルコールの影響で正常な運転ができない状態にある。



妨害運転

他の車両の通行を妨害する目的で、急ブレーキや急な割込み、幅寄せ等をする。



皆様からの質問に答えます

取り締まられた場合、どのように本人確認をされるのでしょうか？
運転免許を持たない人の場合は何で確認をされるのでしょうか？

本人確認は運転免許証やそれに類する身分証(マイナンバーカードなど)で行います。学生証も身分証明書として扱われます。身分証を何も持っていない場合、住所や氏名を聞き取った上で家族に連絡を取ったり、防犯登録情報を参考に確認作業が行われます。なお、取り締まられた際に虚偽の氏名・住所等を伝えた場合は別の罪に問われ、さらに重い刑事罰が科される可能性があります。

自転車に関する違反について、どのように教育していくのでしょうか？とくに運転免許証のない人にとっては、基本的な交通ルールから学ぶ必要があるのではないのでしょうか？

自転車活用推進法では、学校現場等でも交通安全の教育・啓発を推進するとされています。それを後押しするよう、昨秋にはライフステージごとの教育内容や方法などをとりまとめた「自転車の交通安全教育ガイドライン」も策定されました。

海外からの旅行者の人も取り締まられる可能性はありますか？
日本語を理解できない外国人への交通教育はどうするのですか？

在住者・訪日客問わず外国籍の方も取締り対象であり、レンタサイクルの利用者も例外ではありません。日本特有の交通ルールもあることから、自治体や県警、レンタサイクル事業者などを通じて多言語パンフレットの配布やサイトにおける周知活動が進められています。

参考：外国人向け自転車資料
https://www.pref.kyoto.jp/fukei/kotu/koki_k_t/jitensha/gaikokujin.html

青切符を切られたら自転車に乗れなくなるのでしょうか？

青切符対象となっても、ただちに自転車利用が禁じられるわけではありません。また、反則金の納付も義務ではなく、支払わない選択も可能です。ただし、納付しないことで刑事手続を選択したこととなり、指定日の出頭が必要になります。

運転免許の減点や免許停止が命じられることはありますか？

自転車運転に対し青切符を切られた際も運転免許の点数に影響はありませんが、重大な人身事故や酒気帯び運転などを起こした場合、6か月を超えない範囲で免許の効力が停止されることがあります。

イヤホンに見える補聴器、骨伝導式イヤホンなどすぐに判断しづらい聞きを利用していた場合、どのように取り締まられるのでしょうか？

イヤホン類は着用ではなく「使用することで安全運転に必要な周囲の音などが聞こえない状態」が禁じられています。判断方法のひとつの基準として、例えば警察から呼び止められても無視して走り去ってしまった場合には「イヤホンで音楽を聴いていて気付かなかったのでは？」と判断される可能性があります。

ブレーキの整備不良はどのように判断されますか？ピストバイクのようにブレーキ未装着が明らかでない場合、どのように判断されますか？

警察官は必要に応じて、その場で停止命令や検査を行うことができます。その際にブレーキレバーが明らかに緩すぎたり、ブレーキパッドが摩耗しているといった、制動力を十分に発揮できない状態は「制動装置不良」、すなわち整備不良とみなされることがあります。

青切符の詳細は警察庁の情報もぜひご確認ください。

自転車の交通安全
教育ガイドライン



自転車
ポータルサイト



自転車
ルールブック



BAA アドバイザーのキャラクター
「BAA ニャドバイザー」をよろしくお願いします！

BAA アドバイザーとは、自転車のことはもちろん、BAA マークの理念や制度、BAA マーク貼付自転車について深い知識を持っている自転車選びのスペシャリストです。

BAA アドバイザーの存在や日々の取り組みを広く伝えるために、BAA アドバイザーからのデザイン公募と投票で誕生したキャラクターが「BAA ニャドバイザー」。今後様々な場所で活躍していきます！

